

入院基本料および看護体制に関する事項

当院では、厚生労働大臣が定める基準に従い、関東信越厚生局に届け出た以下の体制で入院診療を行っております。

1. 届出を行っている入院基本料

当院では、病棟ごとに以下の入院基本料を算定しています。

- ・ 一般病棟入院基本料（地域一般入院料 3：13 対 1 配置）
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料 1（13 対 1 配置）
- ・ 療養病棟入院基本料（20 対 1 配置）

2. 看護配置および看護師数について

当院では、患者さんにより手厚い看護を提供するため、以下の配置を行っています。

- ・ **一般病床・地域包括ケア病床**：入院患者さん **13 人** に対して 1 人以上の看護職員（看護師および准看護師）を配置しています。
- ・ **療養病棟**：入院患者さん **20 人** に対して 1 人以上の看護職員、および患者さん **20 人** に対して 1 人以上の看護補助者を配置しています。
- ・ **夜間体制**：夜間（消灯 21 時～起床 6 時）においても、安全な療養環境を維持するため、各病棟に **2 名以上の夜勤職員（看護職員および看護補助者）を常時配置**し、緊急時に迅速に対応できる体制を整えています。

3. 職員の配置状況（医療法に基づく掲示）

当院の病棟における職員の配置状況は以下の通りです（令和 8 年 6 月 1 日現在）。

- ・ 医師：7 名
- ・ 看護師：52 名 非常勤 17 名
- ・ 准看護師：5 名 非常勤 0 名
- ・ 看護補助者：10 名 非常勤 11 名

4. 入院ベースアップ評価料に関する掲示

当院は、医療従事者の処遇改善（賃金改善）を実施するため、「入院ベースアップ評価料」の届出を行っております。

- ・ 入院診療に従事する看護師、看護補助者、薬剤師、リハビリテーションスタッフ、事務職員等の賃金改善を行い、安定的な医療提供体制の維持に努めています。

5. 入院診療計画および退院支援

- ・ 入院診療計画：医師・看護師等が協力し、患者さんごとの症状に応じた「入院診療計画書」を作成し、入院時にご説明いたします。
- ・ 退院支援：地域連携室のソーシャルワーカー等が、退院後の療養場所や介護サービス利用について、入院早期よりご相談を承ります。